(定價金二錢)　(日曜日休刊)　([illegible]許可)

時事新報

第千四百五十七號
明治十九年十二月十三日月曜日
舊丙戌十一月十八日(丁未)
日出午前七時零二分　日入午後四時四十六分
月出午後六時五十分　月入午前八時十六分
滿潮午前六時三十八分　滿潮午後六時五十八分
(西曆一千八百八十六年)

時事新報定價 (明治十九年十月一日改正)
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓
一箇年前金六圓
○時事新報社より直接に郵便にて遞送するものに限り本文定價の外に一箇月廿六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

人事のあらん限りは商賣もあり

日本の商賣は數年の間不景氣の淵の底に沈みて活潑生々の氣力を失ひ殆んど全國一齊に爽に居るの有様なりしが去年以來生糸相場の騰貴して外の刺衝の强きがために內の金融も少しく面目を改めて或は景氣回復の端緒にてもあらんと思はるゝまでなりしが折柄不幸にも本年の夏に入りて全國コレラ病流行れ大騒動に人々病氣の豫防等に忙はしくして商賣を顧みるの遑あらず全國の市場一時は火の消えたるが如き有様さへありし然るに近來漸く流行病も消滅し白露早くも霜と爲りて世人の支体も大に引締り是より漸く景氣回復の端を開くならんと待つは永くして來るは遲く今日に至るまで我輩が未だ景氣回復せりとの吉報を世人に告知らすると能はざるは遺恨至極の事といふべきなり不景氣の來るや一人の罪にあらず不景氣の去るや亦一人の手柄にあらず世の景氣不景氣は固より一個人の其實に任ずべき限りにあらずといへども若し全國幾千萬の人個々皆吾こそ此實に任ずべきものなれと覺悟して油斷せることなからんには今は不景氣も存外に其根深からずして忽ちに衆力の扱去る所となるべきや敢て疑を容るべからざるが如し然るに世人一般何の心ありてか直接に我商賣に關係ある不景氣を見ること對岸の火事の如くして心を留むること深切ならず天氣の陰晴の如くして我力の左右し得べきものにあらずと爲し唯口に不景氣を喋々して身に不景氣に應ずるの行を勉めざるは殘念至極の事といふべし世の資本家皆曰く數年以來商賣社會の狀態を察するに決して尋常健康のものと申すべからず新たに業を起す者又は新たに商賣を擴張する者の必ず損毛を招くは勿論從前のまゝに商賣を維持する者にても一人として損を蒙らざる者なし唯損毛を蒙ることの最も少なき者は從前の商賣を半減にし又四半減にし其の申譯の爲めばかりに纔かに一種の商脉を存し置て實地の商略は斷然閑居坐食と定め終年唯金箱の傍に侍べりて一事を爲さゞりし者より外あらず實に商賣社會の不健康其極度に達したるものといはざる可らず斯る恐ろしき社會と知りつゝ無法に事を企つるは智者の事にあらず損毛と顧みずして商賣の擴張を希望するは商人の道にあらず商人の名譽は錢を守て失はざるに在り萬一の危險を冒かして確かならざる利益に眼を眩ますは萬一の失策に確實なる資本を消亡するが如きは愚の極といふべきのみとて只管退守籠城の策を講じて耳目を世上の人事に閉ぢ嘗て外物の誘導に應ぜざるを以て是即ち全國資本家大多數の目下の狀態にして衆力の集まる所能く永く不景氣を支持して尙は未だ回復の機を得せしめず國の不幸實にこれより甚だしきはなかるべきなり

蓋し資本家の退守論固より其一理なきにはあらず坐上の理論に感服せる所あればとて輕卒に實地の商賣に着手して資本の實物と失ふは商人の甚だ恥る所にして飽くまで用心堅固を旨とすべきことは勿論なりといへども又退いて一考せんに今の日本の商賣社會が何程不健康なりといふとも國內三千餘萬の人々は今も昔も相替らず日夜衣食住して生命を維持し或は生ずる者あり或は死する者あり或は冠する者あり或は婚する者ありて人事の運動は一日片時も止むことなきに相違なからん加之今の日本は鎖國時代の日本に異にして商賣理財の事こと日本一國の內に限るに非ず世界到る處の市場皆我日本の資本を運轉すべき市場にして商賣界の廣さ古今其比を見ざるものといふて差支なからん若し果して今日不景氣極まるの日といへども日本三千餘萬の人々は一日も其衣食住を廢することなく又日本の商賣は世界の商賣と相聯絡して其働きと自由にする事を得るものありと申す事如何にも事實に相違なきものなりと定まらんには世人を相手にする商人にして此際日本に世界に利と見るべき個の商事なしといふは我輩の甚だ信ぜざる所にして苟くも眞の商人たる資格を備ふる人にして斯る怯說に惑はさるゝの愚人はなかるべし冷熱動靜社會の變狀何程に甚しとするも社會の人事は一日も止むべからず人事止まざれば商賣も止む可らず商賣止まざれば資本も亦其用を存すべきや明白なり資本の用あり作らこれを用るの法と知らざるは商賣の罪にあらずして恐らくは商人其人の不明なる金箱の見張り番を勤むるは必ずしも心身屈强の商人を勞するを要せず垂死の老爺尙且つ其實に任ずるを得るならん苟くも自から信じて吾れこそ天下の商人なりといふ人々にして自ら甘んじて不明と老爺の地位に退かんとするとは我輩の全く合點すること能はざる所なり世の資本家たり商人たる人々は宜しく自から省みて自暴自棄遂に大に全國の不景氣を助長せりとの批評を身に招かざらんことに注意あるべし

官報

○ノルマントン號沈沒所探撿の復命書　曩に兵庫和歌山へ出張せる內務參事官黑田綱彥の復命書は左の如し

內務省參事官黑田綱彥謹で內務遞信兩大臣閣下に復命す綱彥十一月十三日英船ノルマントン號沈沒所在探撿の爲め兵庫和歌山兩縣に出張すべきの命を奉じ內務屬西田榮太郞を隨へ翌十四日東京を發し同二十八日歸京す今茲に其十有六日間經歷したる所の記事を列敘し綱彥等が該船探撿に從事したる顚末を報告すること左の如し

十四日　東京出發汽船千年丸に投ず本船は尾州半田に向ひ午後二時橫濱を拔錨す○十五日　午前十一時十分半田着船同處より陸路名古屋濱を經て大津に至る○十六日　午前九時卅分神戶着即時兵庫縣廳に赴き知事に面會し諸事を協議す、此日管船局長と會合し難船地に出發するの準備を謀るに該地に赴くには道を和歌山に取るの迂にして頗多の險路跋涉を經徒らに數日を費さんよりは寧ろ東京神戶間航海の汽船をして暫時大島に寄港せしむるの遙にして事便宜を得るに若かず然れども神戶出帆の時限に關し夜中該地を通過するときは端船を卸し人員を上陸せしむること極て危險あるに由り必ず日中通航の便船にあらざれば其計畫行はれ難く故に明日午後大時出帆の東京丸に搭ずれば明後日拂曉大島に達すべし之れ至便の好機なりと云を以て一面は該局員に託し右汽船會社の便を聯絡の事を郵船會社に協議せしめ一面は本省の命を以て和歌山縣より綱彥に隨行せしむべき警部屬員を此地に呼寄せんことを本省に請求せり、此夜神戶造船所川崎正藏に囑し同人使用の潛水器二臺潛水者二人及人夫若干を雇入れ又小野濱造船所に照會し潛水器一臺を借入れたり○十七日　午前九時大阪商造は綱彥に從ひ右潛水者取締人たらんことを請ふ依て之を許したり但其潛水者は二人人夫は四人潛水器は二臺なり、午後一時三十分和歌山縣知事は綱彥に隨行せしむべき同縣屬岸幹太郞同警部有吉義を從へて來神す由て兵庫縣廳に會し諸般の協議を成したり和歌山縣知事は兵庫縣知事を經て潛水器其他の方法を以て沈沒船の所在を探撿し日本船客の死體有無を撿査すべき旨を英國領事に照會し其承諾を經たり」此朝郵船會社より東京丸には數多の保險付貨物を積搭するを以て寄港の求に應じ難しと回答せるに依り更に管船局長と議し大阪商船會社の汽船借入のことを決したり○十八日　大阪商船會社は汽船借上の命に應じ大和丸を以て其用に充て潛水器一臺をも探撿用に供したり、此日午前十時頃より强風吹起り午後に至り風勢猛烈を極め大和丸回着に至らず○十九日　午前八時管船局長より沈沒船探撿の爲め局員の必要あらば派出すべきとの通牒あり綱彥に於ては固より之を要する旨を回答したるに依り該局長司撿官岩崎幹一御雇英人スクエーア及遞信屬田中勝郞をして綱彥に件行せしめたり又神戶稅關長瀨川君平の照會に依り沈沒船積荷貨物の實況撿査として派遣する稅關監吏寺川定德を御用船に乘組ましむるの請求に應じたり、此日午後三時大和丸大阪より回着し同六時二十四分神戶を拔錨し大島に向ふ、船中乘組人員は綱彥並隨行員西田內務屬岸和歌山縣屬有吉同縣警部及岩崎司撿官御雇スクエーア田中遞信屬寺川稅關監吏及大岡富造潛水者黑坂夫等都て二十二名なり而して潛水器は合て六臺を積載す○二十日　午前六時十五分本船和歌山縣西牟婁郡串本浦に着す此浦は大島海峽の西陸に在り初め船長以下十三名乘組員の漂着せし所なるを以て直に戶長役塲に至りしに戶長岡本米治は郡役所に出張し不在中に付串生沖美明堀瑞泰助の兩人に就き漂流の顚末及舩送の手續等を詰問す此關取調並に漂着人より茶竹箱を貰受けたる者の姓名は別紙第一號第二號第三號の通なり又船長等の休泊せし矢倉甚兵衛の宅に至り當日の實況を推訊したり(別紙は略之)當役塲に於て保管する端船及之に屬する船具を撿するに端船一隻救助船一隻櫓二挺櫂十二挺檣一本桁一本其他板切二三十個あり其は詳細は別紙第十四號に記載す(別紙は略之)同午前十時須江浦に至る須江浦は大島の西隅に僻在する漁村にして當浦外二箇村の戶長を木野伸助と云ふ聞く該戶長は役塲事務に關し樫野浦へ出張中十月廿五日午前六時該所燈臺官吏國保兵次郞より燈臺を距る南南東凡二里の海上に於て難破船の漂流せることあるを同浦總代等に急報し來るを聞き戶長は同浦人民に命じて救助船二艘を出し風波を冒し進行せしめしに狂風怒濤の爲め達するを得ざるのみならずボートは大部に南洋に漂流さるゝの危あるを慮り直に須江浦に赴き救助船九艘に人夫百四十一人を乘込ませ之を救援して本浦に還る其被救人員は八名あり彼曰く尙一艘の漂流船ありと依て再び九艘の救助船を出し搜索せしめたるに果して又一艘を救ひ來れり該端船には七人の乘組員ありて內三名は既に斃れ二人は殆んど死に瀕するを以て醫師を招き藥劑を投じ或は焚火に全身を溫めたれば漸く蘇生するを得たり是に於て前後十二名總て本浦右衛門の宅に休憩せしめしと是より先浅右衛門が洋酒一瓶を貰受けたる始末は別紙第四號の通りにして翌二十六日は船長より謝者人一同を呼寄せたるを以て之を串本浦に送れりと其死者三名は本浦を距る五町餘の山上に埋葬せり名を「アトイ」「セカリ」「モイデント」と稱す又彼等の乘居たる端船一隻は今仍は本浦に保管中なり(別紙は略之)又新宮警察署長小川利常東牟婁郡書記水野八十五郞勝浦村戶長田原圓作等此處に來り迎へ勝浦沖に油漲の顯出せる狀を述ぶ既に大島近傍に沈沒船の痕跡なしと云ふを以て考ふれば諸し勝浦沖の油漲ある所は即沈沒船の所在なるべしと考定し該地を探撿するの準備は整手せり、須江浦より一行を分ち樫浦に赴かしめ該浦に漂着したる端船一隻を撿閱せしめ綱彥は十二時三十分本船に來れり郡長は本籍を使代理として郡內の命を帶るを以て郡書記を止て去る、此日串本浦戶長役塲に就き潛水器使用に供する爲め漁船四艘漁夫二十五名を雇入れ潛水者をして各之に乘込ましめ一方は神瀨を目的に一方は燈島即ちダアルロックを始め其內外を探撿せしめしに毫も船體漂著の痕跡なく且此邊は海の深さ十八尋乃至廿尋にして常に漁夫の漁網を張る所なるが故に海中の狀況を聞くも聊か異狀なしと云ふ、午後二時串本浦を錨船を樫野崎に停め燈臺官吏二級守燈方國保兵次郞を呼寄せ難破船當日の報告書を出さしめ且實況を詰問す(別紙五號の通り)之を取り四時五十分勝浦灣に着す此浦は南牟婁郡に屬し大地灣の東岸隅に位する一小港なり戶長田原圓作浦總代內田久米一其外漁夫二名を船中に呼寄せ燈臺組細の大地浦に漂着せしを拾ひ取りし手續及十月二十五日朝勝浦沖に於て油の漲るを視たりと云ふの一點並に夫より二三日間は此處に「ペンキ」の臭ありしと云ふことに付き其位置及狀況を探問す其事實は別紙第六號第七號第八號第九號に詳なれば略す右等人民の陳述に依れば沈沒船の所在は山成島の東南殆んど二海里の沖合なると云ふことの稍確實にして信を置くに足るが故にスクエーアは翌朝未明を期し狼煙山に上り彼の油の浮動する所を究め其位置を指示すべきに由り本船を進返すべきとの手筈を爲したり(別紙は略之)

(未完)

雜報

○大坂輸出入品景況　大坂川口の去月中輸出入品の景況を聞くに當地と九州其他下筋の地方輸出入の物品は一時商勢の宜しかりし加減と冬期仕入時なるとを以て稍々增加せしも工合なれど外國輸出入に至りては爲換相場の模様と前月中に粗ぼ必用口輸入品は取引をなし諸品共在品嵩みたると支那本國の不昧なるを以て近頃稀なる減少を來し川口稅關の調查に依れば輸出品は代價三萬六千二百七十圓六十四錢輸入品二萬九千四百七十五圓六十錢は減少を呈したりと今去月中輸出入品の重なるものは即ち千圓以上の物品を記さんに先づ輸出品にて樟腦二萬三千百斤代價四千百四十六圓十錢、銅五萬五千四百七十一斤五千七百六十六圓、鮭及鱈二萬三千三百四十三斤千八十七圓三十錢、椎茸其他木クラゲ類一萬九千八百六十七斤六千百九十八圓、干蝦七萬六千五百十四斤八千百六十圓六十錢、生蠟二萬九百五十斤三千九十九圓三十二錢、漆器類千二百四十二圓二十四錢(以上香港へ向け輸出)マッチ一萬八千三百六十七哥四千七百十九圓六十錢(以上釜山へ向け輸出)あり又輸入品は朱千四百六十二斤千二百七十二圓、熟皮三萬千八百十四斤五分八千九百十九圓五錢、赤砂糖二十六萬五千五百斤九十五百九十五圓八十錢、白砂糖二十五萬四千

百三十一斤一 / 十九萬八千二 / 綵綿四萬八千 / 八百十七圓、 / 八斤四千七百 / 五斤一萬三千 / と云ふ

○湯澄し水油 / は水油なりし / 立至りたれど / しが是れも色 / 來は挪て原料 / 先に油商家は / 家よても思ひ / 少一般の不景 / さること多か / 物を漢しめて / 鍍先置きし夫 / の仕來りとな / と直に一攫は / 和せしむる時 / 底に沈むもの / に金に換ふる / する事となる / も多くは右の / 尋ぬるは夏 / 月の頃より / し寒氣の加 / 家は毎度需 / 用厚き油 / 問屋の庭と / 販の高座日 / 高度に達す / 數倍するも / 伊勢產の外 / 九州への販 / 下六七分の / より冬季は / 第一不利益 / て府下同商 / よ焦思あし / 能はざる有 / ざるよし

○開校式 / の共立に係 / 執行せしが / 始め奧村學 / 祝詞教員の / 同地よりの

○正柳社 / 晨勘三山萬 / 從來柳原物 / く見做すの / 行はるゝ惡 / て去頃正柳 / 組合よて販 / 品は一週間 / 料等を取ら / 設け組合員 / 倍二度目い / 且つ三度目 / 廣告するみ / 習として毎 / に上野に於 / の內命と破

○鑑節の膽 / 節は非常の / 、宇佐、伊 / 五十錢の相 / 圓其次は一 / り之と八九 / 貴なりとい

○素必膽